

建設業に係る訂正の届出書

年 月 日

大阪府知事 様

許可番号 般・特- 第 号
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

担当者・代理人の氏名
電話

大阪府建設業法施行細則第6条の規定により次のとおり記載事項の訂正を届け出ます。

建設業許可申請書等の記載事項の訂正（書類受付日 年 月 日）

届出事項	様式番号	訂正の内容
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	

〔注意事項〕

- 訂正箇所を明確にするため、訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。
- 届出は、申請書又は変更届の冊子ごとに2部作成し、提出してください。

[建設業に係る訂正等の届出書の記載例]

決算変更届にかかる訂正届は、届出事項欄に
事業年度も併せて記載してください。

○ 「建設業許可申請書等の記載事項の訂正」欄

届出事項	様式番号	訂正の内容
決算変更届 (H22. 4. 1~H23. 3. 31)	第 15 号	負債の部の短期借入金として仕訳すべきところ、 長期借入金として仕訳していたので訂正する。
決算変更届 (H22. 4. 1~H23. 3. 31)	第 2 号	完成工事高の金額順に記載すべきところ、工事の 施工期日順に時系列で記載していたため、訂正す る。
役員変更届	第 12 号	役員の略歴に一部記載もれがあったため、訂正す る。
建設業許可申請書	第 20 号	最初の許可取得日及び休業期間の記載がもれて いたため、追記する。

(経営事項審査を受ける場合の注意)

経営事項審査を受けるにあたり、消費税込みを消費税抜きで作成し直した場合や個人事業の承継
合併等で完成工事高等を引き継ぐ場合等で、財務諸表等を作成したものを再度提出する際は、本
書は使用せず、経営事項審査申請書に添付してください。